

会 議 録

- 1 会議の名称 令和6年度第1回胎内市地域自立支援協議会
- 2 開催日時 令和6年7月19日(金) 午前10時00分～11時36分
- 3 開催場所 胎内市役所2階大会議室

4 出席者

協議会委員 17人

池田しのぶ委員長、佐藤行夫副委員長、久保田育宏委員、皆川恵委員、奥村町子委員、宮本忍委員、長谷部裕介委員、村山茂和委員、小野真委員、小菅伸一委員、斎藤隆一委員、中村淳委員、羽田健亮委員、中倉智美委員、大平勇二委員、梅津真樹委員、矢部孝俊委員
欠席委員 3人

久保田雅勝委員、服部恵美委員、井上正人委員

事務局

福祉介護課長金子千恵、障がい福祉係長錦織貴晴、主任三浦慶子
説明のため出席した者

胎内市社会福祉協議会・今井宏枝、グループホームおーる・平野政志

5 議題

- (1) 令和5年度障がい福祉の状況について
- (2) 専門部会の活動について
- (3) 日中サービス支援型共同生活援助の実施状況の報告及び評価

6 会議録

(事務局)

ただいまから、令和6年度第1回胎内市地域自立支援協議会を開催いたします。本日はお忙しい中、自立支援協議会全体会にご出席いただきありがとうございます。私は、福祉介護課・障がい福祉係の錦織と申します。よろしく願いいたします。

会議に入る前に、本日の会議の配布資料の確認をお願いいたします。事前にお配りした資料として、本日の次第、委員名簿、本協議会の設置要綱、資料の1、2-1、2-2、2-3、資料3、ペアレントトレーニングのチラシですが、不足等がございましたらお教えください。

本日の会議は、委員20名に対し、欠席は3名です。名簿の18番梅津委員につきましては、所用により遅れることの連絡をいただいております。名簿の11番久保田委員、14番服部委員、20番の井上委員からは、欠席との連絡をいただいております。

胎内市地域自立支援協議会設置要綱第6条第3項の規定により、半数以上の出席がありますので、会議が成立していることを報告します。また、この会議は「胎内市附属機関等設置及び運営基準要綱第7条」の規定に基づき、原則公開することとなっております。会議録を作成し、公開いたしますのでご了承ください。なお、事前申し込みによる傍聴者はありませんでした。

ここで、異動等により今年度から新たに委員に就任された方がいらっしゃいますので、私のほうからご紹介をさせていただきます。名簿の6番、「障がい者就業・生活支援センタ

ーアシスト」の長谷部委員です。名簿の19番、胎内市健康づくり課の矢部委員です。名簿の20番、胎内市教育委員会学校教育課の井上委員です。井上委員につきましては、先ほども申し上げましたが、本日は欠席となっております。また、本日は説明員として、胎内市社会福祉協議会の今井さん、「グループホームおーる」の平野さんにも出席いただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、福祉介護課長の金子からあいさつを申し上げます。

(福祉介護課長)

皆さん、おはようございます。ご多用の中、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。今年度から異動してまいりました金子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。今日の天気なんですけれども、梅雨らしいというか曇天で、ちょっと蒸し暑いような状況になっています。今ちょっと冷房少しだけ下げたのですが、まだ寒い暑いがありましたらご連絡いただければと思います。こういった時期になると、やっぱり皆さんどこからかちょっと心身ともに不調というか、体調崩しやすい方もおられます。皆さんも様々な方を支援されていて非常に毎日忙しくお過ごしだと思いますが、どうぞ体調管理にはお気をつけいただければというふうに思っております。さて、本日の議題にもございますけれども、昨年度の障がい福祉の状況見ますと、障害者手帳所持者の総数はその毎年の令和4年度よりもやや減っておりますが、障害福祉サービスの利用者、それから相談支援については増加傾向にございまして、障害のある方が社会や地域と繋がる機会が増えているなどというところがわかります。また当協議会の専門部会の活動実績を拝見しますと、様々課題を検討させていただいているということも見てとれます。皆様ご協力いただきまして誠にありがとうございます。今後も皆様とともに、障がいのある方が生き生きと、そして安心して暮らせる地域社会の実現に向けて取り組んで参りたいと思います。この協議会、会議、それから様々ところで皆様のご意見をいただきながら進めて参りたいと思いますので、今後どうぞご協力のほどよろしくお願いいたします。簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

(事務局)

それでは、次に池田委員長、あいさつをお願いいたします。

(委員長)

皆さん、おはようございます。本年度また委員長を務めさせていただきます、敬和学園大学の池田と申します。よろしくお願いいたします。少しご挨拶に代えてお話なんですけど、最近、学生4年生と性教育について話す機会があったんです。障がい者とか子どもの権利を守るために何が必要かなんていうことを話していて、学生ですから私よりも三回りぐらい年下なのですね実は。全く同じ性教育でした。小学生の5年生6年生の頃に、教室を男女で分けられて、別々に女性の生理がどういう仕組みで来るか。子どもを作るための準備なんだよってというような教育を受けているというのがびっくり、本当に変わらないというところに驚愕した次第です。その後にもまた別の人と話をする機会があって、障がい者、性教育を変えていこうという機会のときに、まずその障がい者が、特に子どもの障がい者が性暴力に遭いやすいということから、その障がい者教育の場で、どこを触られたらこれは嫌だって言っていないんだよってというような教育を始めたことが大昔あったと思うのですよ。覚えてらっしゃる方もいると思うのですが、ちょっといつの話か私忘れましたが、それが国会で取り上げられ、そんな話をするなんてとんでもないという話になり、立ち消えてしまった。そしてその性教育、子どもの権利を守るとか障がい者の権利を守るために本当に必要なことなのに、遅れをとっているという現実がこの目の前にあるのだなということ、本当に最近実感として驚愕をしているところなんです。福岡の大牟田病院で、障

がい者が介護の職員、看護師から性暴力を受けていたというようなニュースもありました。多分隠れているそういう事例っていうのはたくさんあるんだと思いますが、そんなことも私達意識をしながら、この会議を進めて行けたらなというふうに思って、私今日ここに臨んでおります。ちょっと長くなりましたけれども、私たちが変わっていかなくやならないということがすごくあるなと思ったということで、今日よろしくお願ひします。ありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。それでは規定によりまして、「委員会の会議は、委員長が議長となる」となっておりますので、ここから先の進行につきましては、池田委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(委員長)

それでは、次第に沿って議事を進行させていただきます。はじめに、議題の(1)「令和5年度の障がい福祉の状況について」です。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

<資料1により説明>

(委員長)

ありがとうございました。ただいま説明のあったことについて、何か質問はありますか。

(委員長)

無いようですので、次に、議題の(2)「専門部会の活動について」です。はじめに、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

<資料2-1、2-2により説明>

(委員長)

ありがとうございました。続いて、資料2-3については、専門部会ごとに説明していただきます。はじめに、相談支援部会の部会長である中村委員から説明をお願いします。

(中村委員)

<資料2-3により説明>

(委員長)

ありがとうございました。続いて、就労支援部会の部会長である羽田委員から説明をお願いします。

(羽田委員)

<資料2-3により説明>

(委員長)

ありがとうございました。続いて、こども部会の部会長である胎内市社協の今井さんから説明をお願いします。

(胎内市社会福祉協議会・今井宏枝こども部会長)

<資料2-3により説明>

(委員長)

ありがとうございました。ただいま説明のあった専門部会について、何か質問はありますか。

(委員長)

では、私から一つよろしいでしょうか。相談支援部会さんの成果としては何が挙げられるか。もうちょっとご説明いただければと思います。就労支援部会さんは、ガイドブックを作成した。こども部会さんはペアレントトレーニングを開催準備をして、開催をしてい

るというような成果の報告があったんですが、相談支援部会としては、その中でどのような成果があったかのご説明いただきたいと思います。

(中村委員)

今の質問に対してというところなのですが、相談支援部会に関しては、まず今成果という部分で、まず相談支援専門員のスキルアップっていうところがちょっとあるかと思うのですが、その都度の部会の事例検討とかですね、そういったところでのお互いのプレゼンだったりとかですね、そこら辺のケースに対しての地域課題を完璧に見えるのと、そういったところのスキルアップの成果、ちょっと目に見えないから説明しにくい部分はあるのですが、そういったところを積み重ねながら、各々の事業者さん、それから各相談支援専門のスキルは上がって来ているのかなっていうところと、お互いの顔つなぎと言いましょうか、顔の見える関係っていうところが、相談体制としてのスキルといいましょうか、そういったところが上がったかなっていうところは感じております。ただ人材不足の人材確保という部分ではなかなかここが難しいところで、実態としてなかなか法人さんの事情もありますし、この地域も課題としてはこの人材確保についての検討というところではなかなか成果がまだ上がっていかないなというところは感じております。あとは地域包括ケアシステムの構築に関しては、皮切りには3月ですか、合同情報共有会議を通してですね、包括ケアシステムを考える会ではないんですけども、協議の場が設けられましたので、そういう意味では今年度そこからその場を使ってですね、協議ができるっていうところが、形はまず出来たかなというふうに考えております。以上です。

(委員長)

ありがとうございます。ほかに、ご質問等はありませんでしょうか。

(委員長)

次に、議題の(3)「日中サービス支援型共同生活援助の実施状況の報告及び評価」についてです。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

<資料3により説明>

(委員長)

続いて、資料3 ページ目以降について、事業所から説明をお願いします。「グループホーム スカイ-1」、「グループホームおーる」の順に説明をお願いします。

(村山委員)

<資料3により説明>

(グループホームおーる・平野政志)

<資料3により説明>

(委員長)

ありがとうございました。ただいまの説明について、何かご質問はありますか。

(羽田委員)

説明ありがとうございました。ちょっと気になったというか2点それぞれありまして、1点目が先ほど事務局からの説明にあった日中活動しているところと連絡調整したりとかというのがあったんですけど、そういうのってやられているのかなというのが1点と、あともう1点が、高齢化が進んでいるというところで、でも元気っていう話もあったので、なぜ、その介護サービスを使わせたいのかというところをちょっとお聞きできればと思いました。

(委員長)

村山さんに質問でよろしいですか。

(村山委員)

はい、質問ありがとうございます。1点目は何でしたか。

(羽田委員)

日中活動している「じょぶ倶楽部」さんとかに行っているとの話だったんで、そことの連絡調整について、どういうふうにされているかです。

(村山委員)

日中活動している方々は、作業所に通っている人もいますし、デイケアに通っている人もいますし、そういう所とは常に連絡というか、ノートでの連絡もあるんですけども、常に本人の状況を電話じゃなくてそういう形で連絡を取っております。そして、なぜ高齢のほうへやらなきゃいけないか。これはですね、障がいサービスと高齢サービスの違いです。やはり高齢福祉サービスがやっぱりこの方に必要だと、障害ではなかなか高齢の域までサービスできないところがあるんです。反対に、多分高齢のサービスではなかなか届かないから、障害のサービスを使う人もいますし、持ちつ持たれつかなどは思うんですけども。やはりそういうところでどうしてもなんでしょう、身体的なサービスがより多くなれば、どうしても高齢のほうでお願いしたいというのが見えてくるかなというふうに思います。

(羽田委員)

階段の上り下りしたりだとか移動の部分だったり。

(村山委員)

移動もそうですし、その生活介護の程度がすごく高くなったら、そうになっていくんじゃないかなと思います。要は障害支援区分で6って言ったら、かなり重度の人なのです。そうすると、6の人をどこまでグループホームが支えられるかといったら、身体的なもので障がいの区分が6になった場合はなかなか厳しいです。グループホームでは支えきれないところはあります。

(羽田委員)

介護保険だと要支援にもならない。

(村山委員)

介護保険は要支援以上じゃないと介護保険は使えないんですよ。ですから、介護保険が介護で、もっと誰でも使えるようになってくれればありがたいんですけども。ただ、介護保険のそういう決まりがあれで、そういうサービスを受けるには要支援以上というのがありますので、ちょっと介護保険の認定調査を受けると、なかなか要支援までいかない、自立しているので。

(羽田委員)

自立しているのと、自立しているのになかなかそこが何か。

(村山委員)

介護保険の認定サービスの同席したことがありますか。

(羽田委員)

あります。

(村山委員)

介護保険の調査を見ると、ほとんどADLが重要になって、それが1人でできるかできないとか、認知機能がどうなっているとか、というのがほとんどなのですが、あとは精神障害者に関しては、高齢になってもかなりそういうところは全然もう低下しないで、なっている人はけっこういらっしゃいますので、そういう方々はどうしても要支援にはならないんです。

(福祉介護課長)

すみません。今のところのお話の論点がちょっとずれているかなと、ご質問はたぶん80歳で高齢なっても、元気で活動してれば、介護サービスそもそも必要ないんじゃないかっていうところですよ。そうですというところが1つで、ですが高齢で介護が必要になってくれば、例えば今、村山さんからお話がありましたように、重度になってくれば今度はグループホームで面倒見ることができなくなってくると、そういったところでどうしようかっていうお話だと思うんですが、高齢になって介護が必要になって、とてもグループホームのほうで見れなくなるとそれは介護保険の利用になりますし、あとはその要支援に至らない元気な方に関しては、基本的にはその介護サービスっていうのは、障害あってもなくても、使えないっていう、要は原因がなければサービスによることはできないということになりますので、それぞれの課題はありますが、今そういうところになります。要支援にならない事業対象者っていう本当ちょっと要支援に傾いて来ているかなあというような高齢者であれば、市のほうで独自の事業はあるんですけども、介護が介護状態にならないように、防いで行くという事業はあるんですけども、そこに関してはその障害の方が、どうやって市でサービスを受けられるかというところは、また個別に相談させていただければと思いますけど。まあちょっとイメージする対象者が違っていたかなというところで、お話しさせていただきました。

(委員長)

よろしいでしょうか。

(宮本委員)

ちょっと1つだけ補足で、介護保険の意見書なんか書くときにもいろいろ書くことがあって、おそらく多分村山さんおっしゃっているのが、例えば支援、介護保険が必要な身体的な問題はあるわけではないんだけど、精神障害を持っていて、支援をしようとしたときに、精神症状によってかなりその支援に抵抗をしたりとか、支援がうまく入らない人って、結構いるんですね。介護サービスの意見書で書くときもやっぱり介護抵抗だとか、介護者に対する妄想で興奮で暴れて、ちょっと対応ができないっていうような書き方をすることもありますし、おそらくそういう、例えば体は元気なんだけど、精神症状で支援にすごく手間がかかってしまうとか、支援にやっぱり何というか、それでやっぱり介護サービスももしかすると使いたいというのがあるのかな。

(羽田委員)

イメージすると何かなんか、グループホームで対応できないし、介護保険というわけではないのかな、なんて思うのですよ。そういうわけでもない。

(宮本委員)

私もただ例えばその介護サービスとして有力だとか、多いだとか、静養だとかっていう部分に関して、介護サービスで考えるとやっぱりそれが1つ自分でできなくて、介助が必要だという考え方だと思うんですが、精神障害の場合だと、もしかするとそこがお1人でできるんだけど、例えば幻覚、妄想、抑うつ状態でそれを拒否して、全く髪ばさばさで、風呂も入らないで不潔な状態でっていう人もいるんだけど、そういうサービスを使うのに介護サービスを使いたいとっていうことは、もしかしたらあるかもしれないと思います。

(村山委員)

あとですね、障がい者が高齢になってくると、行政でも介護保険のサービスを使いなさいという、そういうような指導があるんですよ。けども使いたくても使えないという、さっきのあれですけども、そういう条件に当てはまらない事ができて使えないという。行

政は65歳を過ぎれば、なるべく介護保険を使いなさいというのがあるんです。多分、どのあれでも。

(福祉介護課長)

介護優先ですね。基本的にはその介護っていうものが必要になれば、介護保険を使ってということになるんですが、何て言うんですかね広くじゃこうですとはちょっとお答えできない部分もあるので、それはもう個別のケースとして、ご相談いただければ、すみません私もちょっと勉強不足ですべてにちょっとお答えすることが難しいですが、一緒に考えていくということは地域ケア会議等で行っていければと思いますので、またお声掛けいただければと思います。基本的には65歳を過ぎれば介護保険、介護が必要であれば介護保険サービスを使うのが優先ということになります。ただ、宮本先生がおっしゃっていただいたところっていうのも、そうだなと思ったので。

(宮本委員)

私、なるべく意見書のところで、一番最後の下の所でこれこれこういう援助が必要だと、なるべく書くようにしています。機械的に認定調査員さんが自分が調査に行って、いや大丈夫で1人でできますって言って、コンピューター判定で、利用支援もつかないっていう人が結構多いんですが、そうならないように私はなるべく意見書を書くようにはしているのですが、本当にでもいや妄想バリバリで生活できない人という高齢者なのですが、私は支援が付かなくて困ってるんですよ、行き先がなくて困っているっていう可能性が、なるべく付くようにはして、多分書き方で、僕支援は付くと思うのですよね。

(委員長)

はい、ありがとうございます。非常に検討すべき課題、具体的に出たと思います。引き続き検討していただければと思います。ありがとうございます。

それでは、次にですね。今回報告のありました「グループホームスカイ-1」及び「グループホームおーる」の運営状況を確認したと思いますが、それについて助言等がありますかということなんですけれども。

課題が何か色々上がっていましたと思うんですけど、それについての助言ということで。はい、羽田さんお願いします。

(羽田委員)

障がいと介護、両方必要になってきているみたいな話もあつたりとか、「スカイ」さんのほうで、高齢分野と障がい分野で学び合う機会が少ないとかがある中で、そういう高齢者福祉の部分と、そういう勉強会をしてというのがあるのかなと思いました。

(委員長)

ありがとうございます。そのような助言がありました。助言等ありということで、事務局からその内容を事業所に伝えてください。ほかには、ございませんでしょうか。

(事務局)

すみません、いまほどの羽田委員からのお話は、「スカイ」に対して、「おーる」に対して、どちらにもでしょうか。

(羽田委員)

どちらにも。

(事務局)

はい、わかりました。

(委員長)

では、以上で、本日の議題については終了いたしました。円滑な議事の進行にご協力をいただきましてありがとうございます。これで、議長の任を降りたいと思います。それでは、事務局にお返しいたします。

(事務局)

池田委員長、議事進行ありがとうございました。

続きまして、次第の4「その他」です。お配りをしておりますチラシ、ペアレントトレーニング参加者募集のチラシをご覧ください。こども部会での話もありましたけれども、親子の絆づくり支援事業ということで、今年度胎内市で事業化をして取り組んでいるものになります。このチラシにつきましては、日程9月8日から3月8日までの8回講座、土日開催でやる今年度2コース目の事業案内になります。これに先立ちまして、1コース目のものについては、これも先ほどこども部会のところでも話がありましたけれども、すでに始まっておりまして、毎回参加4名ほどの保護者に参加いただいて進められているところです。どうしても平日で1コース目を実施しておりますので、制約される方がいらっしゃる中で、今年度事業を実施するにあたっては最初からですね2つコース用意をして、平日コース、それから後半には土日コースということで、計画していたものになります。市の障がい者計画にもペアレントトレーニングを実施していく旨、記載をして掲げておりました。実際に動き出していることを皆さんにご披露させていただきます。申し込み、今始まっておりまして、8月23日まで募集をしておりますが、いただいている情報だとすでに何名かの申し込みをいただいているということで、締め切りまで定員8名に達すればいいなというところで思っております。こういった事業、皆さんも承知いただければというご案内でした。よろしく願いいたします。

ペアレントトレーニングの関係で、皆さん何か確認しておきたいこととか、質問がありましたら、お願いいたします。

(奥村委員)

トレーニングの参加される方は、障がい児をお持ちの方だけでなく、健常児の方もOKですか。

(事務局)

基本的には、お子さんの発達に悩んでいらっしゃる保護者の方を対象としておりますので、枠として余裕があれば、お受けできるかもしれませんが、基本的には優先順位としては、発達障害がある児童を抱えている保護者の支援のための事業と考えております。ほか、いかがでしょうか。

(久保田育宏委員)

久保田ですが、身体障害者の皆さんの間で不平不満が募ってまして、就労しても賃金が安くて、手先の作業では健常者といくらかは違わない仕事をやるんだけど、賃金が少なすぎるということを不平不満を私のところに言ってくるんです。会長、なんか賃金上がる方法を言ってもらえないだろうかと言うんですね。私この質問を2年くらい前に言ったんですが、一向に上がってないみたいなので、その辺の改善というものを見通せるものでしょうか、どうでしょうか、お願いします。

(長谷部委員)

ちょっと質問なんですけど、その方は働かれているケースでいらっしゃいますか。実際に企業で働かれている。

(久保田育宏委員)

「こぼと作業所」へ行ってまして。

(小菅委員)

「こぼと作業所」の小菅と申します。肢体不自由の方で、「こぼと」をご利用になって、なかなか工賃が上がらないと、その不満があるということで重く受け止めたいと思います。そのお話をこの自立支援協議会の場でお伺いした記憶がございます。そのときにもお答えさせていただきました。昨年度のことに関してだけ申し上げれば、私ども工賃は増えたんですけれども、個別にその方が毎日通っていただいているかどうかにもよるんですが、ぐぐっと、倍、倍、さらに倍というふうに工賃が増えていない実情は確かにおっしゃるとおりだと思います。私どもも同じ時間内にできるだけその工賃の上がる仕事を探してはいるんですけれども、そのノルマの問題ですとか、出来上りのその質的なものですね、そうしたものですとか、ある程度の量、質をクリアしなければならないお仕事を定期的にいただけるかどうかというようにも色々ございます。もちろんどのようなお仕事を選ばれて、どこでどのように働いていただくのかについては自由なわけなんですけれども、私ども選んでいただいて大変うれしく感じてるんですけれども、工賃を爆発的にっていうかものすごくたくさん増やすっていうのは、なかなか難しいと考えております。申し訳ございません、このような答えで、以上です。

(久保田育宏委員)

厳しいですね。

(事務局)

ありがとうございました。確かに2年前ですね、久保田委員のほうから、同じような話があり、当時も小菅委員のほうからご説明いただきました。要は、最低賃金は適用されないんだけど、事業所として工賃としてできるだけ支払できるようにいろいろ工夫はしてるんだけど、なかなかその方は納得いただけないというので、また同じように質問いただいたのかなと思うんですけれども。今事業所から説明あったとおりで、事務所としても、やれる範囲でやっているというところかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、そのほかございますでしょうか。

(斎藤委員)

障がい者の避難計画ですね。この間5月にもお話させていただきましたけれども、今年の元日の能登半島地震の時に津波の警報が出たわけで、つつじが丘のほうへ避難をしたのだけでも、やっぱり大勢の人がいて、そこに入っていけないという子どもさんがパニックになりましてですね。そういう人がいるというようなことで、なかなか難しい。結局体育館の中に入っていけなくて、駐車場の車の中に入れて過ごして、そこも自主避難なものだから、そこが終了時間になって他へ行ってくださいって言われて、しょうがないから結局は家へ戻ったんだということですが、また避難所と言ってもやっぱり体育館とかああいう大きいところで、小さく間仕切りされたりするけれど、これはしょうがないですね。だけでもやっぱり周りに大勢人がいるところにはなかなか馴染めないという、そういう子がいるんだということで、そういった人たちに対する避難計画といいますか、どのぐらいそういう人がいるのか、まず把握できているかというのもあるんですけども、今後やっぱりそういうことも必要ですけども、場合によっては一家族が1つの部屋、例えばホテルの畳の部屋を1つ使えるようにするとか、そういうことも計画の中に、何とか入れておくべきではないかなと思うんですけれども。

(事務局)

ありがとうございます。市全体の避難計画というよりもその人の個別の避難計画ということでよろしいんでしょうか。

(斎藤委員)

そういう人たち、どれぐらいいるかわかりませんが、大勢のところに入っていけない人たちがどのぐらいいるか把握が必要だと思うんですけども。

(事務局)

胎内市では総務課防災対策係のほうで、こういった避難に関して所管しておりますけれども、災害時に支援を要するいわゆる弱者、障がい者であったり、高齢者であったり、そういった方々の個々の、それこそ個別の避難計画というものを作っていかうというふうにしておりまして、令和7年度末までに、それを望む方については、支援をしながら計画を作り、市で把握し、有事の際には共有できるようにということで、今取り組みを進めているんですけども、斎藤さんおっしゃるのは、まずそういった方々が把握できてるのかどうかだし、把握した後、どういうふうにその人たちの避難について考えていくのかということだと思んですけども、先日斎藤さんからその話を個別にいただいた後、防災担当のほうにはすぐ話をしまして、把握をしなければいけないこと、それからそういった方々の避難先として、なかなか集団の中では入れないよというような話も聞こえているってことも伝えてあります。防災担当のほうでは、今の地域、自治会集落等の協力を得ながら、その地域で共助ですよ、支援してもらわなきゃいけない方が身近にいる可能性が高いので、自治会集落の協力を得て、個別避難計画作成を望む方の把握をしたのち、作成ということに取り組んでいるんですけども、なかなか進捗が芳しくない状況にあります。てこ入れとしては、障害者については相談支援事業所の協力を得て、言ってみれば、その抱えている障害者について個別避難計画必要なんじゃないのというような働きかけをもっとしてもらおうというような考えがあるというふうには聞いております。まだ具体的に相談支援事業所のほうに話はないのかもしれませんが、そういったことを通じて、まずその方がどういった避難の方法とかを望んでるか把握できるのかなと思っていますし、期限を切って7年度末を目指すという中で、また具体的に進めていくと思いますので、この話は、防災対策係のほうにお伝えさせていただこうと思いますので、よろしく願いいたします。

そのほか、いかがでしょうか。事業所からの連絡事項とかは特にないでしょうか。

それでは、佐藤副委員長から閉会のあいさつをお願いします。

(副委員長)

皆さんお疲れ様でした。社協の事務局長をしております佐藤です。今年度もよろしく願いいたします。今日の会議の内容ですけれども、私、一応資料を見たときに感じたのは、担当課長が挨拶で話したとおり、利用者といいますか手帳をもらってる方の対象者の方が横ばいに対して、サービスの利用が向上していると言う点を見まして、少しずつでも手を差し伸べていることができているのかなというふうに感じたところであります。話がちょっと変わりますけれども、障害福祉サービスの中で私どももヘルパーを通しての活動があります。情報提供でありますけれども、非常にヘルパーのなり手が無くて人材不足というのもありましてですね、相談員さんまたケアマネさんから依頼があるんですけども、多く断るケースが最近増えてきております。そういう中で相談員さんの皆さんにお願いしたいんですが、ヘルパーにも活動が何でもできるという訳ではありませんので、ヘルパーの活動が適正に行われる内容で、ご依頼をいただければと思いますので、よろしくご協力のほどお願いをいたします。今日は委員の皆様から貴重な意見をいただきましたけれども、今後ともこういう報告会を通して、胎内市が障害者の住みやすい地域になりますようお願いをし、これで第1回の胎内市地域自立支援協議会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。